

随意契約の契約状況表

(議会議務局)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
1	議会総務課	点字市議会だより作成及び配送業務委託(単価契約)	令和8年4月1日	大分市中島東1丁目2番28号 社会福祉法人 大分県盲人協会	782,000	2号	大分市点字市議会だよりの作成及び配送業務は「市議会だより」の校了後の着手となり、短期間の内に点訳し、かつ配送する必要がある。下記団体は、豊富な点訳技術と点訳機材を有し、また、点字市議会だよりを必要とする対象者を的確に把握していることから、作成及び配送業務を最も正確かつ迅速に行うことができる団体であると認められる。よって社会福祉法人大分県盲人協会と本契約を契約いたしたい。
2	議会総務課	大分市議会会議録検索システム運用・保守業務	令和8年4月1日	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-3-8 神戸綜合速記株式会社	1,178,100	2号	次の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、神戸綜合速記株式会社と随意契約を行いたい。 1. 会議録データの有効活用 大分市議会会議録検索システムは、紙媒体のみであった会議録を広く市民に閲覧可能とするために、平成15年から導入したインターネットによる検索システムです。この際、庁内にサーバを設置しておりましたが、平成26年度にサーバの更新時期が到来し、サーバ費用及び保守費用の経費削減を図るため神戸綜合速記株式会社のASP方式による会議録検索システムSophia(以下「システム」という。)に移行しました。このシステムは、同社のサーバを利用し、会議録データの更新や今日に至るまでの会議録データを保有・管理するもので、大分市のホームページとも完全にリンクしていることから、閲覧者にとっては効果的かつ効率的に検索が可能となっています。 このシステムは、同社が開発したシステムであるため、保守・運用が可能なのは同社のみであります。仮に、他社製の別システムへ切替えた場合、システムを構築しなおす必要があること、システム構築時から保有しているデータを移行する時間及び費用を必要とします。 したがって、引き続き同社のシステムで運用を続けていくことが、現有情報資産を最大限かつ効果的に活用する上で、より一層の正確性、迅速性、経済性が見込まれます。 2. 情報公開 平成15年より、本市が開設する公式ホームページで会議録の市民への公開を開始していますが、委託業者に対しては、業務の正確性、迅速性、安定性がより一層要求されます。 同社は、平成15年より会議録の検索・閲覧の保守を行うなど、本市の会議録体系を熟知しています。 以上のことから、他の業者と比較してより一層の正確性、迅速性、安定性が見込まれます。 3. システム運用について 同社の現行システムは、不具合等によるシステムの停止やシステムの利用者へのサービスの提供が滞ることなく、市民利用に影響を及ぼすことがないよう、円滑にシステム運用が図れています。 4. システム操作の継続性 システム操作については、同社のシステムを継続利用することで閲覧者に新たな作業負担が発生することなく、検索・閲覧の効率化が期待できます。 5. 納入実績 同社のシステムは、大分県内3市町村をはじめ、全国の自治体で採用されています。
3	議会総務課	大分市議会中継映像インターネット配信業務委託	令和8年4月1日	福岡県福岡市博多区博多駅東2-6-23 株式会社大和速記情報センター福岡営業所	1,782,000	2号	次の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、株式会社大和速記情報センター福岡営業所と随意契約を行いたい。 1. 理由 本事業は、平成16年から本会議を、インターネットを介して映像配信し、広く市民等に情報提供することにより、市民の議会への関心と理解を深め、もって情報の速報化及び議会公開の一層の促進を図ることを目的としている。 令和2年までは、庁内のサーバを利用し、インターネット配信を行っていたが、令和3年度から庁外のサーバを利用することにより、サーバ費用及び保守費用の経費削減を図るため、令和3年度からの指名競争入札を行い当該事業者と5年間の契約締結に至った。 今後も安定した映像配信を行うためには、生中継時の障害発生等への対応など、開発経緯やこれまでの運用実績を熟知している必要がある。また、他社へ切替えた場合、導入初年度に映像配信用貸出機器や回線費用、録画中継のための過去データの移行費用など多額の費用と時間を必要とする。 したがって、引き続き同社と契約を続けていくことが、現有情報資産を最大限かつ効果的に活用する上で、より一層の正確性、迅速性、経済性が見込まれる。 2. サービス運用について 同社のサービスは、不具合によるサービスの停止や利用者へのサービス提供が滞ることなく、市民利用に影響を及ぼすことがないよう、円滑に運用が図られている。 3. 納入実績 同社のサービスは、大分県議会をはじめ6市が導入しており、全国の自治体で採用されている。
4	議会総務課	市議会だより配送業務委託(単価契約)	令和8年4月1日	福岡県福岡市東区箱崎ふ頭4-12-5 佐川急便株式会社九州支店	1,861,200	2号	市議会だよりは、市報と同様に自治委員に配布を依頼しており、「発行日には必ず市民の手元に」が大原則になっている。発行に際しては、印刷日程が限定されているうえに自治委員の仕分け作業や配布の日程確保のために、発行日の4日前までに必ず指定された届け先に届けなければならないことになっている。したがって、一連の日程を逆算すると、配送に充てられる日は僅か2～3日という短期間である。 市が自治委員に依頼する各種配布物は、そのほとんどが市報の配布日程に合わせられており、指定された日時までに確実に配送するためには、市報と同じ配送業者に任せることが最も効率的で、有利であると思われる。同一の業者に委託することで、①遅延や誤配が防げ、迅速、確実な配送、②一括配送による配送経費の軽減、③トラブル防止による自治委員並びに事務局の負担軽減等、多くのメリットがある。 よって、市議会だよりの配送業務委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、佐川急便株式会社九州支店と随意契約いたしたい。